

## 7章 検 査

### 7・1 主任技術者が行う検査

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認を行うこと。
- 2 施工した給水装置の耐圧試験を行うこと。
- 3 完成届等の書類検査を行うこと。
- 4 主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。

#### <解 説>

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施行されるための検査・確認及び適正に施行されたことの検査・確認をしなければならない。

また、管理者に提出する給水装置工事の完成届について、「4 給水装置工事設計図面及び完成図面作成」に基づき、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査・確認をすること。

#### 1 給水装置の構造・材質の検査

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーター先までの工法、工期その他工事上の条件に適合するための検査・確認をすること。

#### 2 耐圧検査

- (1) 耐圧試験は、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1 分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、耐圧試験は、上流側分水までと下流側水栓までを行う。ただし、サドル付分水栓、割 T 字管は 0.75 MPa、1 分間とする。なお、配管等の条件から耐圧試験ができない場合は管理者と協議をすること。
- (2) 機能試験は通水後、各給水用具から放流、メーター経由の確認及び吐水量、作動状態などを検査・確認すること。

#### 3 書類検査

給水装置はその大部分が埋設部、隠ぺい部となり、管理者は完成検査時に実際の施工状況の確認が出来ないため、提出された完成届による書類検査となる。このことから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する完成届と実際の施工の内容が相違ない旨責任をもって検査・確認すること。

なお、提出写真については、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 水圧試験及び配管の状況が確認できるもの。
- (2) 撮影範囲は、原則として同一写真内に管の土被り及び布設位置が判別できるもの。
- (3) 管の土被り等は、箱尺又は帯広テープ等を用い表示する。
- (4) 撮影枚数は次の基準による。
  - ア 道路横断部分は1枚以上
  - イ 道路と宅地の境界付近で1枚以上
  - ウ 止水栓の付近で1枚以上
  - エ 取出し部の水圧試験時に1枚以上
  - オ 取出し部から止水栓まで、水圧試験を兼ねて1枚以上
  - カ 止水栓から下流側の水圧試験時に1枚以上
  - キ 給水管理設シートの確認に必要な枚数
  - ク 近接管との離れ等の確認に必要な枚数
  - ケ 構造物に埋め込むときは、その位置と状態が判別できるもの
  - コ 土被り及び占用位置が分かるもの各1枚以上
  - サ 吐水口空間（貯水槽等）の確認に必要な枚数

#### 4 管理者の行う検査の立会い

主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。また、管理者が必要と認めた時は、その身分を明らかにしなければならない。

### 7・2 管理者が行う検査

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 提出された完成届等の書類検査</li><li>2 現場検査<ol style="list-style-type: none"><li>(1) メーター設置に係る検査</li><li>(2) 通水検査</li><li>(3) 水質検査</li></ol></li></ol> |
|--|

#### <解説>

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

##### 1 書類検査

提出された完成届の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の書類検査を行う。

## 2 現場検査

(1) 完成検査は次の内容とする。

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1 分岐部オフセット	正確に測定されていること。
	2 メーター、メーターバルブ	メーターは逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。
		検針、取替えに支障がないこと。
		バルブの操作に支障がないこと。
	3 きょう類	傾きがなく設置基準に適合すること。
4 止水栓	操作に支障が無く、筐の中心にあること。	
配 管		配管状況、給水用具等の位置が完成図と整合すること。
		水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための措置がなされていること。
		逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。
貯水槽	吐水口空間	適切な吐水口空間が設けられていること。
機能検査		通水し、正しくメーターが動作すること。

(2) 末端の給水栓において簡易5項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を実施し、残留塩素にあつては0.1 mg/L以上であるかの確認、その他の項目においては異常でないことの確認。

なお、簡易5項目水質検査の結果、水質に問題があると認められる場合は、原因を確認し、状況に応じて立会いの主任技術者と協議のうえ、完成検査の中止若しくは給水停止の措置を講じる。

※ 工事事業者は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として、管理者から指定を受けている。このことから、工事事業者が施工することで、その給水装置工事が適正であるといえなければならない。よって、工事事業者及び主任技術者は、責任をもって給水装置工事の施行及び完成図書の提出をしなければならない。

### 7・3 検査の合否

- 1 検査に合格した場合は、メーター及び使用者標識（水栓番号）を交付する。
- 2 完成検査に不適切な事項を指摘された場合は、当該事項について修正の上再検査を受けること。

#### <解説>

- 1 検査に合格した場合は、原則としてメーター設置後、門戸の容易に確認できる箇所に使用者標識（水栓番号）を掲示しなければならない。
- 2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。ただし、完成検査に不適切な事項を指摘された場合でも、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が給水担当課において速やかに図面の訂正等を行うものとする。

### 7・4 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事完成検査後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

#### <解説>

所有者への給水装置の引き渡しは、次により行う。

- 1 給水装置の完成図を交付すること。
- 2 給水装置の使用方法、その他維持管理に必要な事項について指導及び説明を行うものとする。その内容は、次の事項を含むものとする。
  - (1) メーター、止水栓等の位置を明確にしておき、その上に物などを置かないこと。又、家屋の増改築のためメーター、止水栓等が家屋、物置、車庫等の下になる場合は、これらの位置を変更すること。
  - (2) 給水栓コマ、パッキン等の修繕の方法
  - (3) 給水栓にゴムホース等をつけて使用するときは、使用后必ず取り外しておくこと。
  - (4) 漏水の発見方法、漏水が発生したときの止水方法及び連絡方法
  - (5) 湯沸器等特殊器具の正しい使用方法
  - (6) 貯水槽の適正な清掃管理方法
  - (7) 工事の保証期間